特定役員退職手当等Q&A

平成 24 年 8 月 平成 24 年 11 月改正 令和3年10 月改正 国税庁

租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成24年法律第16号)により、特定の役員に対する退職手当等(特定役員退職手当等)に係る退職所得の金額の計算が改正され、平成25年1月1日から施行されることから、特定役員退職手当等に関する事項を取りまとめましたので、参考としてください。

また、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)により、役員等以外の者としての勤続年数が5年以下である者に対する退職手当等(短期退職手当等)について、その退職所得の金額の計算方法が改正され、令和4年1月1日から施行されることとなりました。この短期退職手当等の支給がある場合の退職所得金額の計算方法については、「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

(注) この資料は、令和3年10月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

《目次》
《凡例》······2
《退職所得金額の計算方法の概要》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
【Q&A編】
[Q1] 役員等に支払う退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。····・6
[Q2] 平成24年12月31日以前に退職した役員に対して、平成25年1月1日以後に退職手当
等が支払われる場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。・・・・・・・・・・6
[Q3] 役員等勤続年数が5年以下かどうかはどのように判定するのですか。··········7
[Q4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、特定役員退職手
当等の判定はどのように行うのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
[Q5] 役員として3年間勤務した者に役員退職金を支給する予定ですが、その支給金額は勤
務期間を6年(実際の勤務期間の200%)として算出することとしています。この役員退
職金は特定役員退職手当等に該当しないと考えてよろしいですか。・・・・・・・・・・・・・8
[Q6] 一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。・・・・・9
[Q7] 退職所得控除額の計算方法は、一般退職手当等と特定役員退職手当等とで異なるのでしょうか。
ょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。····································
(参考) Q8退職所得の受給に関する申告書 記載例【平24.11追加】・・・・・・・・・・・・12
[Q9] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合で、使用
人としての勤務期間と役員としての勤務期間に重複する期間がある場合の源泉徴収税額は
どのように計算すればよいのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(参考) Q9退職所得の受給に関する申告書 記載例【平24.11追加】・・・・・・・・・・・・15
[Q10] A社から使用人としての退職金と役員退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B社から

も役員退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収税額はどのように計算すればよ
いのでしょうか。・・・・・・・16
<u>(参考) Q10 (B社) 退職所得の受給に関する申告書 記載例【平 24.11 追加】</u> ·····18
[Q11] 取締役を4年間勤めた後、引き続き、監査役として2年間勤めた者が退職することとな
ったことから、役員退職金を支給します。この役員退職金は、役員期間(6年間)に対する
ものですから、特定役員退職手当等に該当しないと考えますがよろしいでしょうか。19
(参考) Q11退職所得の受給に関する申告書 記載例【平24.11追加】 ·············20

《 凡. 例 》

このQ&Aで使用する用語について解説します。

【特定役員退職手当等】

役員等勤続年数が5年以下である人が、その役員等勤続年数に対応する退職手当等とし て支払を受けるものをいいます。

【役員等勤続期間】

所得税法施行令第 69 条第1項第1号の規定に基づき算出した退職手当等に係る勤続期 間(調整後勤続期間)のうち、役員等として勤務した期間をいいます。

【役員等勤続年数】

役員等勤続期間の年数(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げたもの) をいいます。

《参考》

◎ 所得税基本通達(抄)

(勤続年数の計算の基礎となる期間の計算)

30-13 勤続期間、令第69条第1項第1号イ若しくは口の規定により加算する期間又は同号ハただし書 「同項第2号に規定する組合員等であった期間についても同様とする。

【特定役員】

役員等勤続年数が5年以下である人をいいます。

【役員等】

次に掲げる人をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

《参考》 ⑤ 法人税法(抄)

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 十五 役員 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の 者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう。

◎ 法人税法施行令(抄)

法人祝伝施17年(1977
 (役員の範囲)
 5七条 法第二条第十五号(役員の意義)に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 一 法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。次号において同じ。)以外の者でその法人の経営に従事しているもの
 二 同族会社の使用人のうち、第七十一条第一項第五号イからハまで(使用人兼務役員とされない役員)の規定中「役員」とあるのを「使用人」と読み替えた場合に同号イからハまでに掲げる要件のすべてを満たしている者で、その会社の経営に従事しているもの

(使用人兼務役員とされない役員) 第七十一条 法第三十四条第六項(役員給与の損金不算入)に規定する政令で定める役員は、次に掲げる役員とする。 -~四 省略

五 前各号に掲げるもののほか、同族会社の役員のうち次に掲げる要件の全てを満たしている者

- 当該会社の株主グループにつきその所有割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第一順位の株主グループ(同順位の株主グループが二以上ある場合には、その全ての株主グループ。イにおいて同じ。)の所有割合を算定し、又はこれに順次第二順位及び第三順位の株主グループの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属し

- ープの所有割合を加算した場合において、当該役員が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。
 (1) 第一順位の株主グループの所有割合が百分の五十を超える場合における当該株主グループ 第一順位及び第二順位の株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ (3) 第一順位から第三順位までの株主グループの所有割合を合計した場合にその所有割合がはじめて百分の五十を超えるときにおけるこれらの株主グループ ロ当該役員の属する株主グループの当該会社に係る所有割合が百分の十を超えていること。ハ当該役員(その配偶者及びこれらの者の所有割合が百分の五十を超える場合における他の会社を含む。)の当該会社に係る所有割合が百分の五を超えていること。

【特定役員等勤続期間】

特定役員退職手当等につき所得税法施行令第 69 条第1項第1号及び第3号の規定によ り計算した期間をいいます。

【特定役員等勤続年数】

特定役員等勤続期間の年数(1年未満の端数がある場合はその端数を1年に切り上げた もの)をいいます。

【一般退職手当等】

特定役員退職手当等及び短期退職手当等以外の退職手当等をいいます。

【一般勤続期間】

一般退職手当等につき所得税法施行令第69条第1項各号の規定により計算した期間を いいます。

【短期退職手当等】

令和4年1月以後に支払を受けるべき退職手当等のうち、短期勤続年数(役員等以外の 者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいい、この勤続年 数については、役員等として勤務した期間がある場合には、その期間を含めて計算し、支 払を受ける退職手当等が退職所得とみなされる一時金である場合には、その一時金の支払 金額の計算の基礎とされた期間を役員等以外の者として勤務した期間として計算します。) に対応する退職手当等として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しな いものをいいます。

【重複勤続年数】

特定役員等勤続期間と一般勤続期間とが重複している期間の年数(1年未満の端数があ る場合はその端数を1年に切り上げたもの)をいいます。

※ 短期退職手当等がある場合は、「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。

《退職所得金額の計算方法の概要》

ここでは、支給を受けた退職手当等に係る退職所得金額の基本的な計算方法について解説します。

- ※ 短期退職手当等の支給がある場合については、「短期退職手当等Q&A」をご確認ください。
- 1 その年中に一般退職手当等又は特定役員退職手当等のいずれかが支給される場合
 - ① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

(一般退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額^(※1)) × 1/2

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額(※1)

- 2 その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給され、かつ、それぞれの 勤続期間に重複する期間がない場合(具体例はQ&A編の[Q8]参照) 次の①と②の合計がその年の退職所得金額となります。
 - ① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

[一般退職手当等の収入金額 - (退職所得控除額^(※1) - 特定役員退職所得控除額^(※2))] × 1/2

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額(※2)

- 3 その年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給され、かつ、それぞれの 勤続期間に重複する期間がある場合(具体例はQ&A編の[Q9]及び[Q10]参照)
 - ① 一般退職手当等に係る退職所得金額の計算

[一般退職手当等の収入金額 - (退職所得控除額^(※1) - 特定役員退職所得控除額^(※3))] ×1/2

② 特定役員退職手当等に係る退職所得金額の計算

特定役員退職手当等の収入金額 - 特定役員退職所得控除額 (※3)

※1 退職所得控除額の計算

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支 払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間の年数(勤続年数)を次の退職所得 控除額の計算式に当てはめて算出します。

(退職所得控除額の計算式)

- ➤ 勤続年数が 20 年以下の場合: 40 万円 × 勤続年数
- ⇒ 勤続年数が 20 年超の場合:800 万円 + 70 万円 × (勤続年数-20 年)
- (注)特殊な場合の勤続年数の計算についてはQ&A編の [Q6] をご確認ください。
- ※2 重複する期間がない場合の特定役員退職所得控除額

退職手当等の支払を受ける人が、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支 払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間の年数のうちの特定役員等勤続年 数を上記※1の退職所得控除額の計算式に当てはめて算出します。 ※3 重複する期間がある場合の特定役員退職所得控除額 40万円 × (特定役員等勤続年数 - 重複勤続年数) + 20万円 × 重複勤続年数 [Q1] 役員等に支払う退職手当等について、どのような改正が行われたのですか。

[A]

(1) 改正前の制度(平成24年以前の各年分)

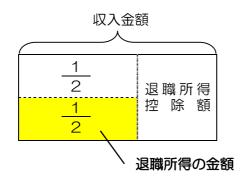
退職所得の金額は、その年中に支払を受ける退職手当等の収入金額から、その人の勤 続年数に応じて計算した退職所得控除額を控除した<u>残額の2分の1に相当する金額</u>とさ れていました。

(2) 改正後の制度(平成25年以後の各年分)

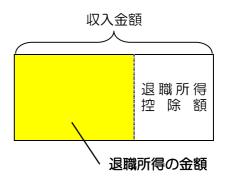
平成 24 年度の税制改正により、特定役員退職手当等については、この残額の 2 分の 1 とする措置が廃止され、特定役員退職手当等の退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額とされました。

【退職所得の金額】

〇 一般退職手当等の場合



〇 特定役員退職手当等の場合



(3) 適用時期

この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

[Q2] 平成24年12月31日以前に退職した役員に対して、平成25年1月1日以後に退職 手当等が支払われる場合にも、改正後の法令の適用を受けるのでしょうか。

[A]

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用することとされており、退職手当等については、その退職手当等の収入すべきことが確定した日の属する年分の所得となりますので、その「収入すべきことが確定した日」が平成 25 年 1 月 1 日以後であれば、改正後の法令が適用されることとなります。

この「収入すべきことが確定した日」は、原則、退職手当等の支給の基因となった退職の日ですが、役員に支給される退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議があった日となります。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日となります(所基通 36-10)。

したがって、お尋ねの場合のように、平成24年12月31日以前に退職した役員に対して 支払う退職手当等については、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関 の決議を要するものである場合 (注)、その決議があった日が平成 25 年 1 月 1 日以後であれ ば、改正後の法令の適用を受けることとなります。

(注) その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額 を定めていない場合には、その金額が具体的に定められた日が平成25年1月1日以後 であれば、改正後の法令の適用を受けることとなります。

《参考》

◎ 所得税基本通達(抄)

(退職所得の収入金額の収入すべき時期)

- 退職所得の収入金額の収入すべき時期は、その支給の基因となった退職の日によるものとする。ただ
 - し、次の退職手当等については、それぞれ次に掲げる日によるものとする。 (1) 役員に支払われる退職手当等で、その支給について株主総会その他正当な権限を有する機関の決議を要 するものについては、その役員の退職後その決議があった日。ただし、その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり、具体的な支給金額を定めていない場合には、その金額が具体的に定め られた日
 - (2) 退職給与規程の改訂が既往にさかのぼって実施されたため支払われる新旧退職手当等の差額に相当す る退職手当等で、その支給日が定められているものについてはその支給日、その日が定められていないものについてはその改訂の効力が生じた日
 - 法第31条((退職手当等とみなす一時金))に規定する退職手当等とみなされる一時金については、その一
 - 時金の支給の基礎となる法令、契約、規程又は規約により定められた給付事由が生じた日 引き続き勤務する者に支払われる給与で30—2により退職手当等とされるもののうち、役員であった勤 続期間に係るものについては(1)に掲げる日、使用人であった勤続期間に係るものについては次に掲げる 区分に応じ、それで表に表し、

 - イ 30-2 の(1)に掲げる給与 その支給を受けた日 30-2 の(2)に掲げる給与 使用人から役員になった日。ただし、30-2 の(2)のかっこ内の給与につ いては、その制定又は改正の日
 - その定年に達した日
 - ハ 30-2 o(4)に掲げる給与 その定年に達した ニ 30-2 o(5)に掲げる給与 旧定年に達した日
 - ホ 30-2の(6)に掲げる給与 法人の解散の日
 - 年金に代えて支払われる一時金で30-4及び31-1により退職手当等とされるものについては、当該退職手当等とされるものの給付事由が生じた日
 - 令第77条((退職所得の収入の時期))の規定が適用される退職手当等の課税年分については、(1)か ら(5)までに掲げる日にかかわらず、同条の規定によることに留意する。

役員等勤続年数が5年以下かどうかはどのように判定するのですか。 [03]

[A]

役員等勤続年数は、所得税法施行令第 69 条第1項第1号の規定に基づき算出した退職手 当等に係る勤続期間(調整後勤続期間)のうち、役員等として勤務した期間により計算し た年数(役員等として勤務した期間に1年未満の端数がある場合は、これを1年に切り上 **げ)とされています。**

したがって、原則として (注)、退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払 の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間のうち、役員等として勤務した期間に より計算した年数が5年以下かどうかにより判定します(下記「参考図」参照)。

(注) 退職手当等の支払者の下において一時勤務しなかった期間があるなど特殊な場合の 勤続期間の計算方法については、[Q6]をご覧ください。

(参考図)

概念図	勤続其		役員等	特定
		うち役員等	勤続年数	役員
役員期間 中20.4.1 平25.3.31 取締役として入社 退 職	平 20. 4. 1~ 平 25. 3. 31	同左	5年 ↓ <u>5年</u>	該当
役員期間 平20.4.1 平25.7.30 取締役として入社 退 職	平 20. 4. 1~ 平 25. 7. 30	同左	5年4ヶ月 ↓ <u>6年</u>	該当 しない
使用人期間 役員期間 平10.7.1 平21.4.1 平25.6.30 入社 取締役就任 退 職	平 10. 7. 1~ 平 25. 6. 30	平 21. 4. 1~ 平 25. 6. 30	4年3ヶ月 ↓ <u>5年</u>	該当

[Q4] 同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合、特定役員退職手当等の判定はどのように行うのでしょうか。

[A]

同一年中に、異なる会社からそれぞれ退職手当等の支給を受ける場合は、それぞれの退職手当等ごとに、役員等勤続年数が5年以下かどうかにより特定役員退職手当等に該当するかどうかを判定します。

判定の結果、同一年中に、一般退職手当等と特定役員退職手当等の支給を受けることとなった場合の具体的な計算方法については「Q10」を参考にしてください。

[Q5] 役員として3年間勤務した者に役員退職金を支給する予定ですが、その支給金額は 勤務期間を6年(実際の勤務期間の200%)として算出することとしています。 この役員退職金は特定役員退職手当等に該当しないと考えてよろしいですか。

[A]

役員等勤続年数は、所得税法施行令第69条第1項第1号に規定する期間を基礎として計算することとされていますが、この勤続年数は、退職手当等の支給金額の計算の基礎となった期間により計算するのではなく、あくまでも、実際の勤続期間により計算することとなります(所基通30-6)。

したがって、お尋ねの役員退職金は、役員として実際に勤務した3年間が役員等勤続期間であり、役員等勤続年数は5年以下となるため、特定役員退職手当等に該当することとなります。

《参考》

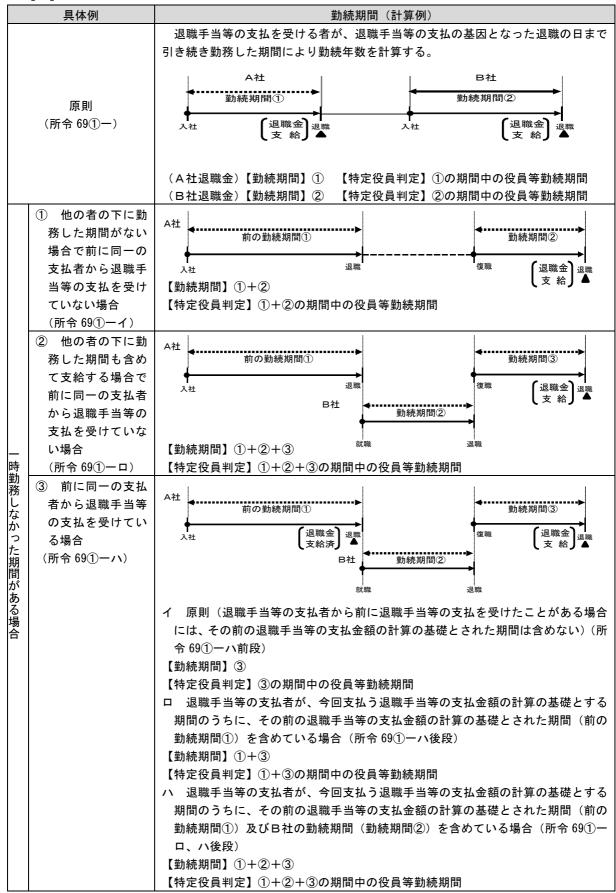
◎ 所得税基本通達(抄)

(退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間と勤続年数との関係)

30—6 令第69条第1項第1号本文((退職所得控除額に係る勤続年数の計算))の勤続年数は、当該退職手当等の支払者(その者が相続人である場合にはその被相続人を含み、その者が合併後存続する法人又は合併により設立された法人である場合には合併により消滅した法人を含み、その者が法人の分割により資産及び負債の移転を受けた法人である場合にはその分割により資産及び負債の移転を行った法人を含む。)の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間により計算するのであるから、退職手当等の支払金額の計算の基礎となった期間がその引き続き勤務した期間の一部である場合又はその期間に一定の率を乗ずるなどにより換算をしたものである場合であっても、同号本文の勤続年数は、その引き続き勤務した実際の期間により計算することに留意する。

[Q6]一時勤務しなかった期間がある場合の勤続期間の計算方法について教えてください。

[A]



[Q7] 退職所得控除額の計算方法は、一般退職手当等と特定役員退職手当等とで異なるのでしょうか。

[A]

支払を受ける退職手当等が、一般退職手当等であっても特定役員退職手当等であっても、 退職所得控除額の計算方法は同じです。

(退職所得控除額)

勤続年数が 20 年以下の場合: 40 万円 × 勤続年数

勤続年数が 20 年超の場合: 800 万円 + 70 万円 × (勤続年数-20 年)

ただし、同一の年中に一般退職手当等と特定役員退職手当等の支払を受ける場合で、それぞれの勤続期間のうちに重複する期間がある場合には、退職所得控除額を次のとおり特定役員退職所得控除額と一般退職所得控除額とに区分して退職所得の金額を求める必要があります。具体的な計算例は[Q9]及び[Q10]を参考にしてください。

一般退職所得控除額 = 退職所得控除額 - 特定役員退職所得控除額

特定役員退職所得控除額 =40万円×(特定役員等勤続年数-重複勤続年数)+ 20万円×重複勤続年数

退職所得の金額 = (特定役員退職手当等の収入金額-特定役員退職所得控除額) + (一般退職手当等の収入金額 - 一般退職所得控除額) × 1/2

[Q8] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合の源 泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A]

(設例)



(ポイント)

- ・ 役員として勤務した期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までの3年間であるため、役員 等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000 万円) は特定役員退職手当等に該当します。
- ・ 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算

特定役員等 勤続年数

40 万円 × 3 年 = 120 万円

(解説) 40 万円に特定役員等勤続年数3年を乗じた120万円が特定役員退職所得控除額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数 23 年)

特定役員退職 所得控除額

[800万円 + 70万円 × (23年 - 20年)] - 120万円 = 890万円

- (解説) 1 退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間は平2.4.1~平25.3.31ですから、勤続年数は23年となります。
 - 2 勤続年数 23 年に対応する退職所得控除額 (勤続年数 20 年以下の部分は年 40 万円、20 年を超える部分は年 70 万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120 万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。
- ③ 退職所得の金額の計算

特定役員 退職手当等 特定役員退職 所得控除額 一般退職 手当等 一般退職所 得控除額

(1,000 万円 -120 万円) +[(2,500 万円 -890 万円) $\times 1/2] = 1,685$ 万円

(解説) 特定役員退職手当等(1,000万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120万円) を差し引いた残額には1/2を乗じないよう注意してください。

④ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算

《1円未満端数切捨て》

(16, 850, 000 円 × 33% -1, 536, 000 円) × 102. 1% (注) = 4, 109, 014. 5 円 \Rightarrow 4, 109, 014 円

- (注) 1 平成 25 年 1 月 1 日から令和 19 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収します。
 - 2 平成25年分の退職所得に係る源泉徴収税額の速算表は次のとおりです。以下 [Q11] まで、この速算表に基づき源泉徴収税額を計算しています。

課税退職所得金額(A)	所得税率(B)	控除額(C)	税額=((A)×(B)-(C))×102.1%
1, 950, 000円以7	5 %	_	((A) × 5 %) × 102.1%
1,950,000円超 3,300,000円 "	10%	97, 500円	((A)×10%— 97,500円)×102.1%
3,300,000円 " 6,950,000円 "	20%	427, 500円	((A)×20%- 427,500円)×102.1%
6,950,000円 " 9,000,000円 "	23%	636,000円	((A)×23%— 636,000円)×102.1%
9,000,000円 " 18,000,000円 "	33%	1,536,000円	((A)×33%-1,536,000円)×102.1%
18,000,000円 " 40,000,000円 "	40%	2, 796, 000円	((A)×40%-2,796,000円)×102.1%
40, 000, 000円 "	45%	4, 796, 000円	((A)×45%-4,796,000円)×102.1%

		(多名) (28	<u> </u>	1 0 02	<u> </u>	に関りる	<u> </u>	市区集	<u>עלו א</u>			
	年 月 日	年分	退職所	得の	受網	給に関する	る申告語	書			外者受	炒
	税務署長 市町村長 殿		退 鵈	战	斤	得申	告	書				
退職主	所在地 =	•			J	氏 名						(1)
当のま	(住所)				あなた	現住所	₹					
退職手当の支払者の	名 称 (氏名)				0	その年1月1日現在の住所						
	このA欄には、全ての人な	が、記載してくだ	さい。(あなた	:が、前	で退	職手当等の支	Z払を受け	たこと	:がない場合	うには、 ⁻	下のB以下	の各欄
	には記載する必要がありま	(せん。)		1	3	この申告書	の提出先	から	д ж ф	0 tr 1		. 年
A	① 退職手当等の支払を受け となった年月日	つること 平成 2	5 年3月31	1 日	0	受ける退職手 D勤続期間					月 1月 31	2 3
	② 一般			\exists		うち 特定役員等勤	 続期間	有無		25 年 3	4月1 3月31	\exists
	退職の区分等障害	」 扶助	の有(無	9		うち 重複勤約	売期間	無無	自 至	年 年		日 年
	あなたが本年中に他に	も退職手当等の	女払を受けた	ことか	ぶある	 る場合には、	このB欄	に記載	してくだ	さい。		
	④ 本年中に支払を受けた				<u>5</u>				自	年		日年
В	□ 本中に文仏を受けた □ 退職手当等についての勤 □ 間		年 月 年 月	日日		③と④の通算 うち		有	至 自	年年	月	日 日 年
	 うち特定役員等勤続期間	有 自 年		年	4	特定役員等勤		有	至 自	年年	月	日年
	プライベスススマムが成分に	□ 無 至 年	三月 日			重複勤約	売期間	無	至	年	月	目
	あなたが前年以前4年 職手当等の支払を受けた							一時金0)支払を受け	ける場合に	こは、14年内	
\mathbf{C}	⑥ 前年以前4年内(その 定拠出年金法に基づく老齢		年 月			③又は⑤の 、⑥の勤続期			自	年	月	日
	として支給される一時金の 受ける場合には、14年内)	支払を	年 月	日	い (4	る期間 うち特定役	4月 学勘 结	有	至自	年年		日年
	手当等についての勤続期間					期間との重複			至	年		∃ '
	A又はBの退職手当等に されている場合には、その								ての勤続期	間の全部	『又は一部	が通算
ĺ	⑧ Aの退職手当等についの勤続期間(③)に通算される。	て れ 自 年	月 日	年(10 ち	③又は⑤の! 、 ⑧又は ⑨の	勤続期間 勤続期間	のう	自	年	月	日年
	た前の退職手当等につい の勤続期間	土 十	月 日			らなる部分の	期間		至	年	月	Ħ
D	特定役員等勤続期間	有 自 無 至 年	月 月 日	年	©	〕 うち 特定役員等	穿勤続期 間	有 無	自 至	年 年		日年日
	⑨ Bの退職手当等につい の勤続期間(④)に通算さる	れ 目 年	月 日	年(⑦と⑪の通 算	期間		自	年	月	日年
	た前の退職手当等につい の勤続期間	至 年	月 日						至	年		
	I I i i i i i i i i i i i i i i i i i i	有 自 年 無 至 年	月 月 日	年	C	》 うち	鱼算期間		自 至	年年		日年日
	B又はCの退職手当等な	がある場合には、	このE欄にも	い記載	して	ください。						
	退職手当等の支	又入金額	源	泉 朱	寺 別	1 徴 収 税		払る		专 払	者の所	一
	公 払を受けること ** 公 となった年月日	(円)	徴収税 (円)	額市	町村		 民税 受 1) 年	: け † : 月 E			f)·名称	

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所 得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税につい (注意) 1 ては、延滞金を徴収されることがあります。
 - 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に 添付してください。
 - 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

一般

障害

一般

障害 一般 障害

 \mathbf{E}

В 特定

般

役員

[Q9] 一の勤務先が、同じ年に、使用人としての退職金と役員退職金を支給する場合で、 使用人としての勤続期間と役員としての勤続期間に重複する期間がある場合の源泉徴 収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。

[A] (設例) 勤続年数24年 役員として勤務した期間4年 使用人として勤務した期間22年 使用人兼務役員 期間2年 (重複期間) 平21.4.1 平23.3.31 平元.4.1 平25.3.31 使用人の 使用人兼務 就職 退職 役員就任 地位喪失

役員退職金 1,000万円 使用人退職金 2,500万円

(ポイント)

- ・ 役員として勤務した期間は平 21.4.1 から平 25.3.31 までの 4 年間であるため、役員 等勤続年数は 5 年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(1,000 万円) は特定役員退職手当等に該当します。
- 平 21.4.1に使用人兼務役員に就任しましたが、平 23.3.31に使用人としての地位を 喪失し、平 23.4.1から専任の役員となっていますので、特定役員等勤続期間(平 21.4.1 ~平 25.3.31)と一般勤続期間(平元.4.1~平 23.3.31)とが重複している期間は、使 用人兼務役員期間であった平 21.4.1から平 23.3.31までの期間となり、重複勤続年数 は 2 年となります。
- ・ 使用人退職金(2,500万円)は一般退職手当等です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算



40 万円 × (4年 - 2年) + 20 万円 × 2年 = 120 万円

(解説) 特定役員退職所得控除額は、40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を差し引いた 年数を乗じた金額と、20万円に重複勤続年数を乗じた金額の合計額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数 24 年) 特定役員退職 所得控除額

[800 万円 + 70 万円 × (24 年 - 20 年)] - 120 万円 = 960 万円

- (解説) 1 退職手当等の支払者の下においてその退職手当等の支払の基因となった退職の日まで引き続き勤務した期間は平元.4.1~平25.3.31ですから、勤続年数は24年となります。
 - 2 勤続年数 24 年に対応する退職所得控除額(勤続年数 20 年以下の部分は年 40 万円、20 年を超える部分は年 70 万円)から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120 万円)を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

 特定役員
 特定役員退職
 一般退職

 退職手当等
 所得控除額
 手当等
 得控除額

(1,000 万円 -120 万円) +[(2,500 万円 -960 万円) $\times 1/2] = 1,650$ 万円

(解説) 特定役員退職手当等(1,000万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(120万円) を差し引いた残額には 1/2 を乗じないよう注意してください。

④ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算(16,500,000円×33%-1,536,000円)×102.1%=3,991,089円

Q9 退職所得の受給に関する申告書

	年	月 日		年分	退耶	敞所 得	の受	給に	関する	5 申告	書			75. M.	建 文体	\$
		税務署長 市町村長 殿		+ 7	退	職	所	得	申	告:	書					
退職手当	所 在 地 (住所)	₹					あ	氏	名							(1)
当の支	(任別)						なた	現(主 所	₹						
の支払者の	名 称 (氏名)						Ø		F1月1 Eの住所							
Γ		欄には、全ての人 する必要がありこ		してください	八。(あ	なたが、	前に辿	退職手	当等の支	払を受け	けたこと	がない場	合には、	下のBJ	以下の	各欄
A	① 退職手	当等の支払を受り		平成 25	年3	月 31 日			退職手	の提出労当等にて		自 平成 至平成		4 月 3 月 3		年 2 4
	② 退職の区	公 一般	,	生活の	有		$\ \cdot\ $			続期間	有無		25 年	3月3		年 4
	赵峨の区	障害		扶助	,H			Í	うち 重複勤約	売期間	無無	自 平成 至平成	21 年 23 年:		1 日 31 日	年 2
Г	あかた	が本年中に他に	・よ退職主	三当笔の古書	んを受	けたこと	レがあ	ス場合	には	このB槹	に記載	してくだ	"さい.		—	
	 本年中	ロに支払を受け	た他の	自 年			5			動続期間		自 至	年 年	月 月	日日	年
В	返椒于当 間	i等についての		至 年	Ē		нΓ	うち 特定役	と員等勤	続期間	有無	自 至	年年	月月	日日	年
	うち特	定役員等勤続期	間 無	自 年 至 年	月月	日日	年		うち 宣複勤紛	期間	有無	自 至	年 年	月月	日日	年
		が前年以前4年									一時金0) 支払を受	ける場合に	こは、14	年内)	に退
		の支払を受けた		る場合には	<u>は、こ</u>	のC欄に	こ記載 ⑦			<u>。</u> 勤続期間	in a	自	年	月	日	年
С	定拠出年	↓前 4年内(その 金法に基づく老舗 給される一時金の	給付金	自 年	<u>:</u>	月	∄ É	。 。 。 。 る 期間	勤続期	間と重複	して	^日 至	年	月月	日日	
	受ける場	合には、14年内) ついての勤続期	の退職	至 年	<u>:</u>	月	□ ?			員等勤続 复勤続期間		自 至	年 年	月 月	日日	年

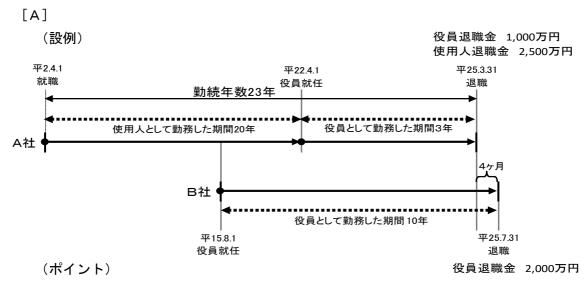
	A 又は B の退職手当等に	ついて	の勤続期	間の?	うちに	、前に	支:	払を受けた退職手当等に、	つい、	ての勤続	期間の全	部又は-	一部が	通算
	されている場合には、その	通算され	れた勤続	期間等	家につ	いて、	ح	のD欄に記載してくださ	い。	_				
	❸ Aの退職手当等について の勤続期間(③)に通算され	B	年	月	日	年		ち、⑧又は⑨の勤続期間が		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間	至	年	月	日		7	からなる部分の期間 		至	年	月	日	
$I_{\mathbf{D}}$	うち	自	年	月	日	年		? うち	有	自	年	月	日	年
יין	特定役員等勤続期間無	至	年	月	日			特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	
	⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され		年	月	日	年	11)	⑦と⑩の通算期間		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間	至	年	月	日					至	年	月	日	
	うち		年	月	日	年		? 55		自	年	月	日	年
	特定役員等勤続期間無		年	月	日			? と? の通算期間		至	年	月	日	

		ВЭ	スはCの退職	战手 当等	等がある	る場合に	は、	このE欄にも記	載してくださ	ار)،			
	5	<u>×</u>	退職手当等 払を受ける となった年	ること	4Х .	入 金 (円)	額	源 泉 徴収税額 (円)	特別 額 市町村民税 (円)	収 税 額 道府県民税 (円)	支払を 受け 年月日	退職 の 区分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
E	В	一般	•	•							• •	一般障害	
	4	特定 役員	•	•							•	一般 障害	
	(С	•	•							• •	一般 障害	

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所 (注意) 1 得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42% に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税につい

 - 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

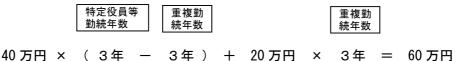
[Q10] A社から使用人としての退職金と役員退職金の支給を受けた者が、同じ年に、B社からも役員退職金の支給を受ける場合、B社における源泉徴収税額はどのように計算すればよいのでしょうか。



- A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額は4,109,014円です([Q8]参照)。
- ・ B社から支給を受ける役員退職金の役員等勤続年数は5年超であるため、この役員 退職金2,000万円は一般退職手当等に該当します(A社から支給を受ける使用人退職 金(2,500万円)と合わせて4,500万円が一般退職手当等となります。)。
- ・ 一般勤続期間は、A社における使用人として勤務した期間とB社における勤続期間のうち、最も長い期間により計算しますが、この最も長い期間と重複していない期間は、この最も長い期間に加算します。したがって、最も長い期間であるA社における使用人として勤務した期間(平 2.4.1~平 22.3.31)に、この期間と重複していない平22.4.1 から平25.7.31 までの期間を加算すると一般勤続期間は平2.4.1 から平25.7.31 までとなります。
- 特定役員等勤続期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までですので、一般勤続期間(平 2.4.1~平 25.7.31)と重複している期間は平 22.4.1 から平 25.3.31 までとなり、重複勤続年数は3年となります。
- ・ 退職所得控除額の計算の基となる勤続年数は 24 年 (平 2.4.1~平 25.7.31⇒23 年 4 ヶ月⇒24 年) です。

(源泉徴収税額の計算)

① 特定役員退職所得控除額の計算



(解説)特定役員退職所得控除額は、40万円に特定役員等勤続年数から重複勤続年数を差し引いた年数を乗じた金額と、20万円に重複勤続年数を乗じた金額の合計額となります。本件では、A社において役員として勤務した期間の全てがB社の勤務期間と重複していますので、20万円にA社において役員として勤務した年数(3年)を乗じた金額(60万円)が特定役員退職所得控除額となります。

② 一般退職所得控除額の計算

退職所得控除額(勤続年数 24 年)

特定役員退職 所得控除額

[800万円 + 70万円 × (24年-20年)] - 60万円 = 1,020万円

(解説) 勤続年数 24 年に対応する退職所得控除額(勤続年数 20 年以下の部分は年 40 万円、20 年を超える部分は年 70 万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額(60 万円) を差し引いた残額が、一般退職所得控除額となります。

③ 退職所得の金額の計算

特定役員 退職手当等 特定役員退職 所得控除額 一般退職 手当等 一般退職所 得控除額

(1,000 万円 -60 万円) + [(2,500 万円+2,000 万円 -1,020 万円) × 1/2]

= 2,680万円

(解説) 特定役員退職手当等 (1,000 万円) から上記①で算出した特定役員退職所得控除額 (60 万円) を差し引いた残額には 1/2 を乗じないよう注意してください。

④ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算

 $(26,800,000 \, \text{円} \times 40\% \, - \, 2,796,000 \, \text{円}) \times 102.1\% = 8,090,404 \, \text{円}$

既納付源泉徴収税額 ([Q8]参照)

8,090,404 円 -4,109,014 円 =3,981,390 円

(解説) A社から退職金の支給を受ける際の源泉徴収税額 4,109,014 円を差し引きます。

Q10 (B社) 退職所得の受給に関する申告書 記載例]

	年	月 税務署長市町村長	日殿	年分	退職退	战所得 職	の 受 所	給に 得	関する 申	る申告	告書書		李章 李
退職手当	所 在 地 (住所)	₹					あ	氏	名				(1)
当の支							_ な た	現(主所	₹			
の支払者の	名 称 (氏名)						Ø	- '	Ĕ1月1 €の住所				

	このA欄には、全ての人が、記載 には記載する必要がありません。)	してください。(あなたが、「	前に	退職手当等の支払を受け	たこと	とがない場	合には、	、下のB	以下の	各欄
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	平成 25 年7月 31 日	3	この申告書の提出先 受ける退職手当等につ の勤続期間	から いて	自 平成 至平成	15 年 25 年	8 月 7 月	1 31 日	年 1 0
	② 一般			うち 特定役員等勤続期間	有無	自至	年年	月月	日日	年
	退職の区分等障害	扶助の有・無		うち 重複勤続期間	無無	自 至	年 年	月月	日日	年

		あなたが本年中に他にも退職	手当等の支払を受けたこと	がま	ある場合には、このB 欄に	記載	してくた	ごさい。				
	4)	本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期	自平成2年4月1日	⑤	③と④の通算勤続期間		自 平 成 至 平 成	2 25 4	· 4 月 F 7月		日日	年 24
В		ビ槭子ヨ寺についての動就期 間	至平成 25 年 3 月 31 日		うち 特定役員等勤続期間	有無	自 平成 至平成	22 左 25 年	手 4 月 三 3 月	1 31	日日	年 3
		うち特定役員等勤続期間無	自平成 22 年 4 月 1 日 年 至平成 25 年 3 月 31 日 3		うち 重複勤続期間	有	自 平成 至 平成	22 左 25 左	€ 4 月 € 3 月	1 31	日日	年 3

	あなたが前年以前4年内(その 職手当等の支払を受けたことがあ					の支払を	受ける場合	には、14	年内) に	2退
	6 前年以前4年内(その年に確 ウザルケクオスまでくれ物がける		н	7) ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複して	自	年	月	日	年
C	定拠出年金法に基づく老齢給付金 として支給される一時金の支払を	,	月	日	いる期間	至	年	月	日	
	受ける場合には、14年内)の退職 手当等についての勤続期間	至年	月	日	? うち特定役員等勤続 有 期間との重複勤続期間 無	自 至	年 年	月月	日日	年

								払を受けた退職手当等に		ての勤	続期間の슄	部又は	一部がぇ	通算
	されている場合には、その	通算	された勤紛	き期間 きんしょう かいしん おいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん かいしん しんしん しん	等につ				W.					
	8 Aの退職手当等についての勤続期間(③)に通算される。		年	月	日	年	100	③又は⑤の勤続期間の ち、⑧又は⑨の勤続期間		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間	至	年	月	日			からなる部分の期間		至	年	月	日	
$ _{\mathbf{D}}$	うち 本	自	年	月	日	年		? うち	有	自	年	月	日	年
שן	特定役員等勤続期間	至	年	月	日			特定役員等勤続期間	無	至	年	月	日	
		ι	年	月	日	年	11)	⑦と⑩の通算期間		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等について の勤続期間	至	年	月	日					至	年	月	日	
	うち	自	年	月	日	年		? 55		自	年	月	日	年
	特定役員等勤続期間		年	月	日			? と? の通算期間		至	年	月	日	

		В	スはCの退	職手 当等	等がある場合には	、このE欄にも記	退載してくださ	٠٧٠).			
		IX.	退職手当 払を受ける となった ²	ること	収 人 金 ? (田)	源泉 徴収税額 (円)	特別徴 市町村民税(円)	収 税 額 道府県民税 (円)	支払 が が た 日	退職 の 区分	支 払 者 の 所 在 地 (住所)・名称(氏名)
E	р	一般	•	•	25,000,000	4,109,014				一般 障害	
		特定 役員	•	•	10,000,000				• •	一般障害	
		C	•	•					• •	一般障害	

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所 得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42% に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞を徴収されることがあります。
 - 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に
 - 添付してください。 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

24.10改正

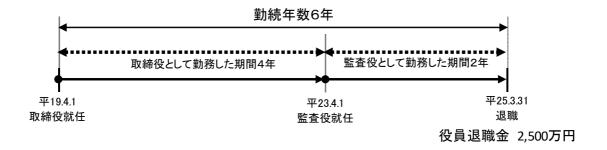
[Q11] 取締役を4年間勤めた後、引き続き、監査役として2年間勤めた者が退職することとなったことから、役員退職金を支給します。

この役員退職金は、役員期間(6年間)に対するものですから、特定役員退職手当等に該当しないと考えますがよろしいでしょうか。

[A]

この役員退職金は、役員として勤務した6年間(取締役4年と監査役2年)に対応する ものですから、特定役員退職手当等ではなく、一般退職手当等に該当します。

(設例)



【参考】

(源泉徴収税額の計算)

- ① 退職所得控除額の計算40万円 × 6年(勤続年数) = 240万円
- ② 退職所得の金額の計算(2,500万円 240万円) × 1/2 = 1,130万円
- ③ 源泉徴収税額(所得税及び復興特別所得税)の計算 (11,300,000円 × 33% - 1,536,000円) × 102.1% = 2,239,053円

(参考) Q11 退職所得の受給に関する申告書 記載例

_		7			<i></i> /		_			•					. ±6.007 .	
	年 月 日 税務署長		年分							る申告	_			* <u>*</u>	者受分久	> \
	市町村長 殿			退	職	所	Γ	得	申	告	書			1	ممسدد)
退職手当の支払者の	所 在 地 (住所)					č	あ	氏	名	_						(1)
当の支	to the					$-\frac{7}{3}$	あなた	現住	所	₹						
払者の	名 称 (氏名)					Ó	の	その年 日現在の								
	このA欄には、全ての人には記載する必要がありま		こてくださ	い。ほ	らなたか	、前の	に退	退職手当	等の支	で払を受	けたこと	がな	い場合には、	下のB	以下の	各欄
A	① 退職手当等の支払を受け となった年月日	けること	平成 25	年3	月 31		_		退職手	の提出当等に			成 19 年 成 25 年			年 6
	② 一般 (生活					うち 特定役員	昌筌勤	続期間	有無	自至	年年	月月	日日	年
	退職の区分等障害	J)有	(#)			5	ち	売期間	有無	<u>-</u> 自 至	———— 年 年		日日	年
	あなたが本年中に他に	おお職手	- 単生の士	りた四	シンナナン	・レが	ホン	ス担会に	r 1:H	z o Bi	関ルコま	e1 7	てださい			
	_					(5		J-777 11 11	-101	C07D1	宋 (〜日山平	自	年	月	日	年
В	④ 本年中に支払を受ける退職手当等についての動	動続期	-	•	月		_	<u>③と④</u> うち	の通算	勤続期	相 有	至 自	年年	<u>月</u> 月	日日	年
	間			丰	月	日		特定役員	員等勤	続期間	無	至	年	月	日	•
	うち特定役員等勤続期間	有 無 3	自 年 E 年	月 月	日日	年		う重	ち 複勤級	売期間	有無	自 至	年 年	月月	日日	年
_	あなたが前年以前4年	内(その年	Eに確定拠	出年金	法に其っ	づく老	齢終	付金と	して古	給される	一時金の)专払	を受ける場合	<i>>171</i> ±. 14	(年内)	に退
	職手当等の支払を受けた					記記	載し	してくた	ごさい	0		· Z ;:A	2000	110101	113/	
$ _{\mathcal{C}}$	⑥ 前年以前4年内(その 定拠出年金法に基づく老齢		a 4	丰	月	∃ [7	ち	、⑥の菫	助続期	勤続期 間と重		自	年	月	日	年
	として支給される一時金の 受ける場合には、14年内	支払を			月		_	る期間				至	年	月	日	
	手当等についての勤続期		E.	+	Д		9			:員等勤約 夏勤続期		自 至	年 年	月 月	日日	年
	A又はBの退職手当等	アクレブ	の勘結判	担のる	ナル	治)ァ土	-±1	た巫は、	た:貝姫	江 少	iz min	ての昔	おき出門の人	·並(カ)け.	立尺が、	: 孟咎:
	されている場合には、そ	の通算され				て、こ	Ξ σ	D 欄に	記載	してくた	ざい。	しり到	が心想引用リマノヨ	:即又は	Bb/J*,	
	⑧ Aの退職手当等につい の勤続期間(③)に通算さ	て れ 自	年	月	日	年①	ち	、⑧又に	は ⑨の	勤続期 勤続期		自	年	月	日	年
	た前の退職手当等につい の勤続期間		年	月	日		か	らなる	部分の	期間		至	年	月	日	
D	うち	有 自 無 至	年年	月 月	日日	年	(穿勤続期	有間無	自至	年年	月 月	日日	年
	9 Bの退職手当等につい		- 年	<u>Д</u>		年①	D D	村北	.1又貝号	于IJ视别	無	王	<u></u>	<u> </u>	日日	年

		В	又はCの退	職手当	等があ	る場合に	は、	このE欄にも記	載してくださ	۶۷۰ <u>،</u>			
		X	退職手当 払を受け となった	ること	収	入 金 (円)	額	源 泉 徴収税額 (円)	特別徴 市町村民税(円)		支払を 受けた 年月日	退職 の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)
E	В	一般	•	•							• •	一般 障害	
		特定 役員	•	•							• •	一般 障害	
		C	•	•							• •	一般障害	

⑦と⑩の通算期間

金と回の通算期間

うち

 \odot

自

至

有 自

無

の勤続期間(④)に通算され

た前の退職手当等について

特定役員等勤続期間

の勤続期間 うち

年

年

年

年

月

月

月

日

日

日

年

自

至

自

年

年

年

年

月

月

月

月

日

日

日

日

年

- この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所 (注意) 1 得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の 20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税につい ては、延滞金を徴収されることがあります。
 - 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に 添付してください。
 - 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに 特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。